

「春日井市公園利用システム」による都市公園の利用手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市公園利用システム（以下「システム」という。）による都市公園等の利用手続について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 システムにより利用手続を行うことができる都市公園等は、建設部公園緑地課が所管する都市公園及びちびっこ広場（以下「公園」という。）とし、利用区分は、午前又は午後とする。

(行為)

第3条 システムにより利用手続を行うことができる行為は、春日井市立公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）第3条第1項各号（同条例第12条の8において準用する場合を含む。）に該当する行為とする。

(利用申込み)

第4条 公園を利用しようとする者は、利用しようとする日（この項において「利用日」という。）の2月前（春日井市立公園条例施行規則（昭和57年春日井市規則第36号。以下「施行規則」という。）第3条第2項ただし書の適用を受ける場合にあっては、6月前）の1日から利用日の7日前までに、システムにより利用申込みをすることができる。

2 前項の規定による利用申込みに対する許可は、利用許可の通知をもって、施行規則第3条第3項の市立公園内行為許可書を交付したものとみなす。

(利用の変更)

第5条 前条第2項の規定により公園の利用の許可を受けた者がその利用の変更をしようとするときは、当該利用日の7日前までにシステムにより申込みしなければならない。この場合において、利用の変更申込みに対する許可は、利用変更許可の通知をもって、施行規則第6条第2項の変更許可書を交付したものとみなす。

す。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日より施行する。